

訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)

立岩小学校敷に存在する個人名義の土地の時効取得による所有権移転登記手続を求める訴えの提起について、次のとおり議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 原告 飯塚市

2 被告

[Redacted text block containing names and addresses of the defendant]

#### 4 事件の概要

- (1) 川島字勝負坂27番1は、昭和22年の売渡により■■■■■(登記記録上は「■■■■■」、以下同じ。)氏に所有権登記がなされている。その後、昭和29年に立岩小学校が現在の地へ移転してからは、市が立岩小学校敷として管理している。
- (2) 当該地は、周囲の市有地とともに、現在においても学校用地として市が直接管理を行っており、当該地の所有権は、既に市が時効取得するのに必要な期間を経過していることが判明している。
- (3) 当該地の時効取得に伴う所有権移転登記を実施するため、土地の表示登記に所有者として記載されている■■■■■氏について調査を行ったが、所有者の死亡により数次相続が発生し、所有者の相続人は■■■■■氏外17人となり、共同申請による時効取得を原因とする所有権移転登記が困難な状況となっている。

#### 5 議決を求める事項

- (1) 下記を内容とする訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に提起すること。  
川島字勝負坂27番1について、■■■■■氏外17人及びその相続人に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めること。
- (2) 本件訴え提起前又は後において、被告の死亡に伴う相続が発生し、被告を変更する必要がある場合には、その相続人を被告とすること。
- (3) 本件訴え提起後において、必要と認める場合には和解すること。

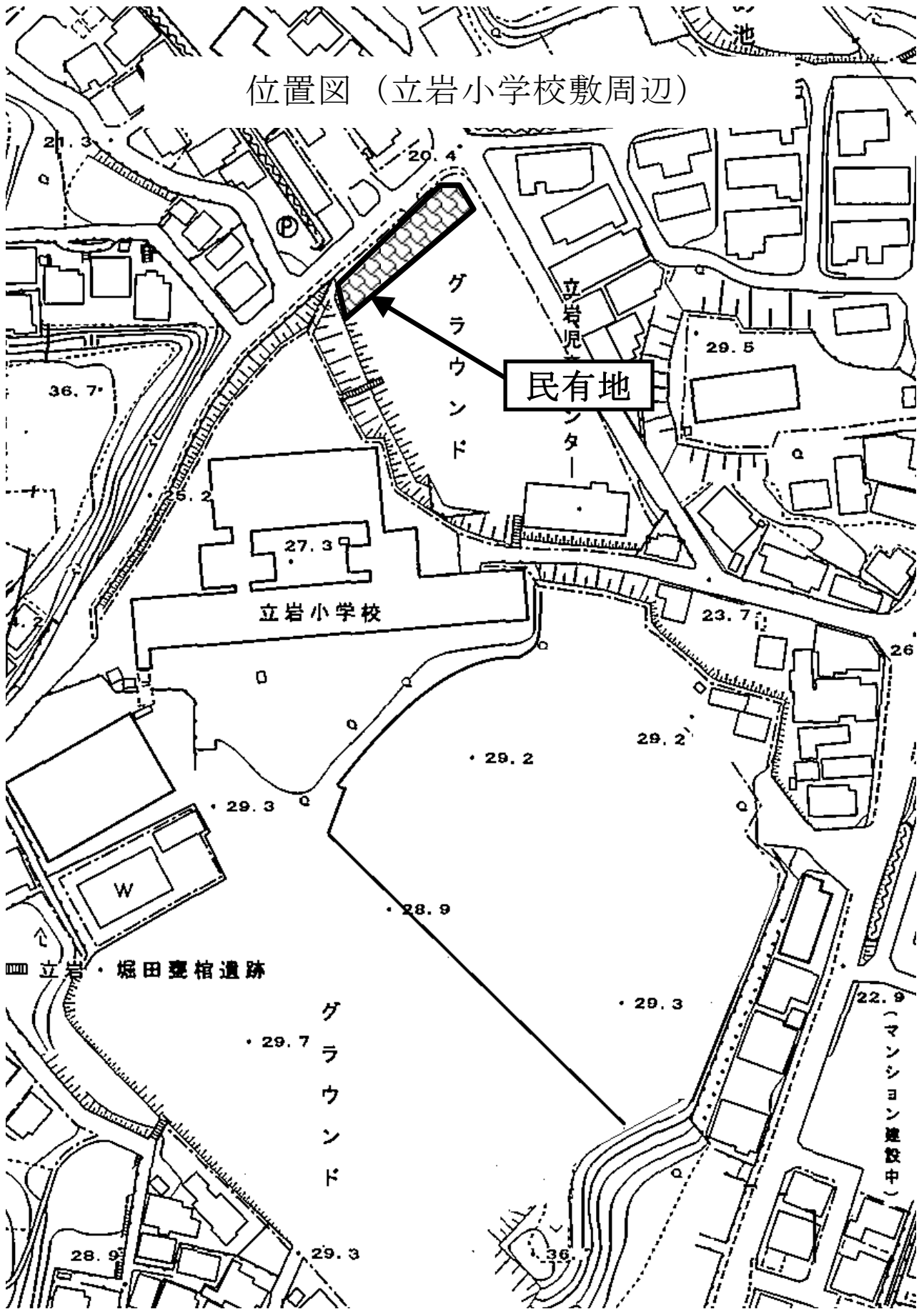
#### 6 物件の表示

所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )
川島字勝負坂27番1	田	430

#### 提案理由

時効取得を原因とする所有権移転登記手続の訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

位置図（立岩小学校敷周辺）







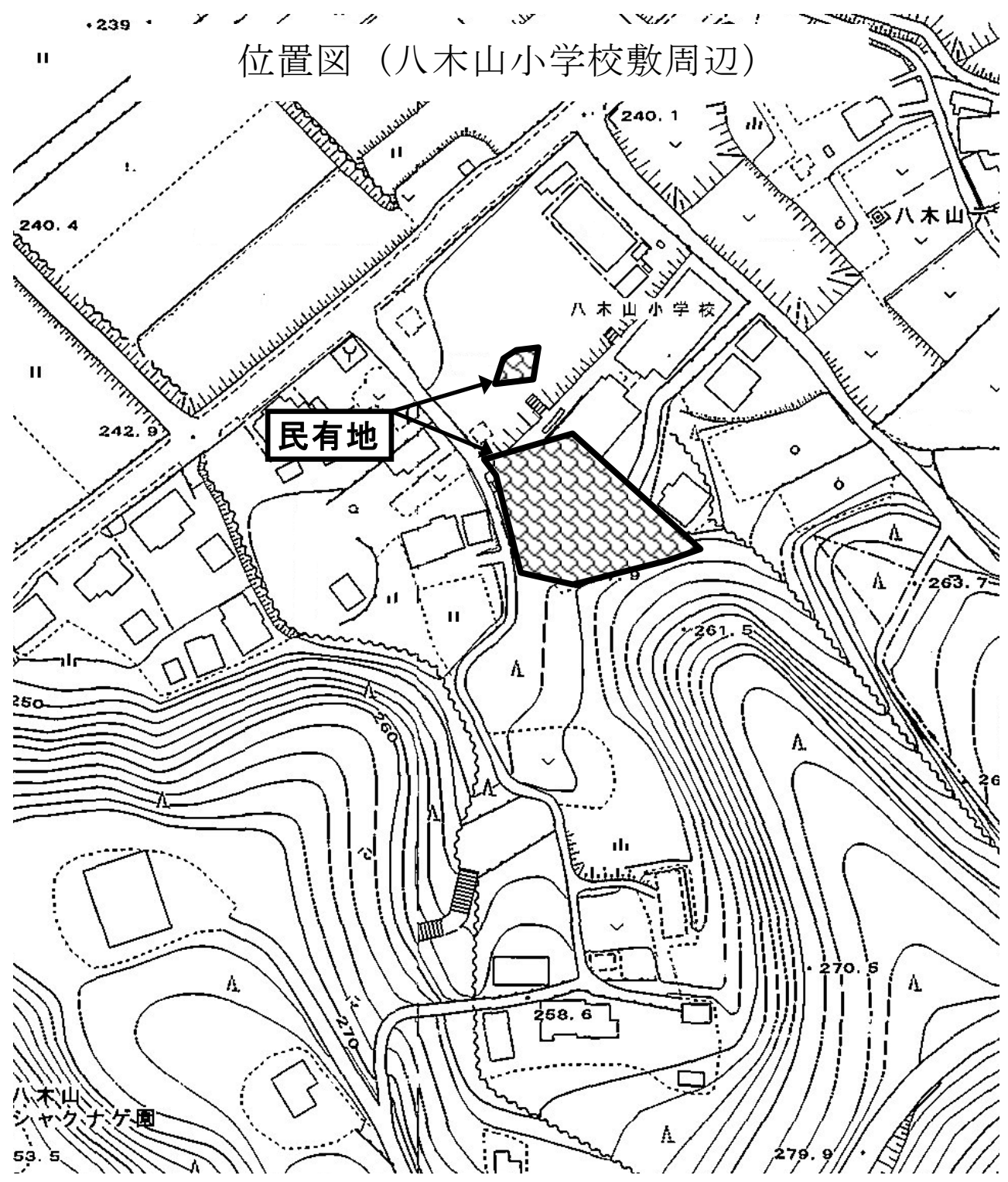


所在地	地目	地積 (㎡)
八木山字笹尾693番2	宅地	1,071.07
八木山字笹尾670番3	畑	171

#### 提案理由

時効取得を原因とする所有権移転登記手続の訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

### 位置図（八木山小学校敷周辺）





訴えの提起(旧鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)

旧鎮西中学校敷に存在する個人名義の土地の時効取得による所有権移転登記手続を求める訴えの提起について、次のとおり議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 原告 飯塚市

2 被告

[Redacted text block containing names and addresses of the defendant]



和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。



## 市道路線の廃止

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和2年2月25日提出

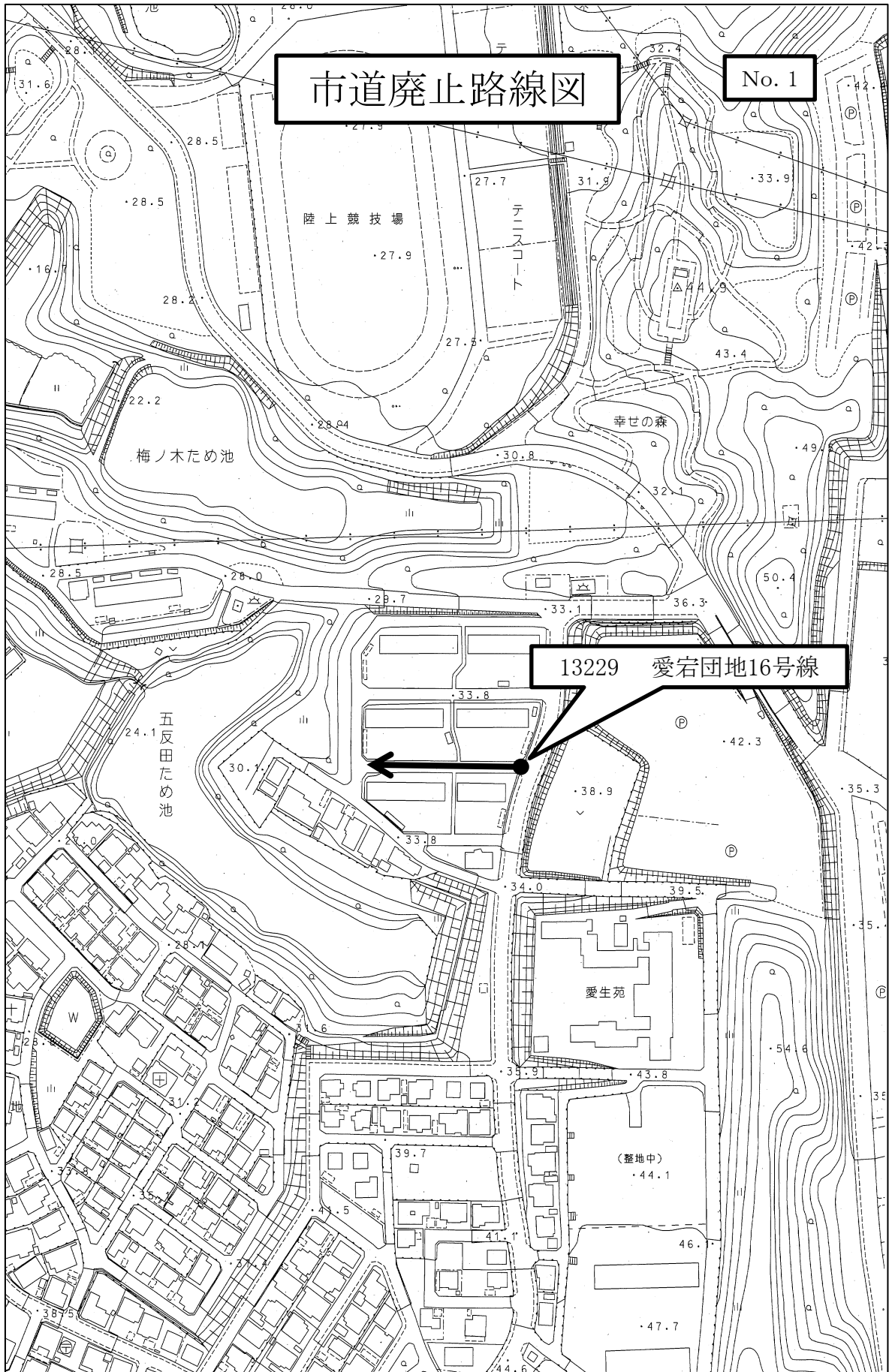
飯塚市長 片 峯 誠

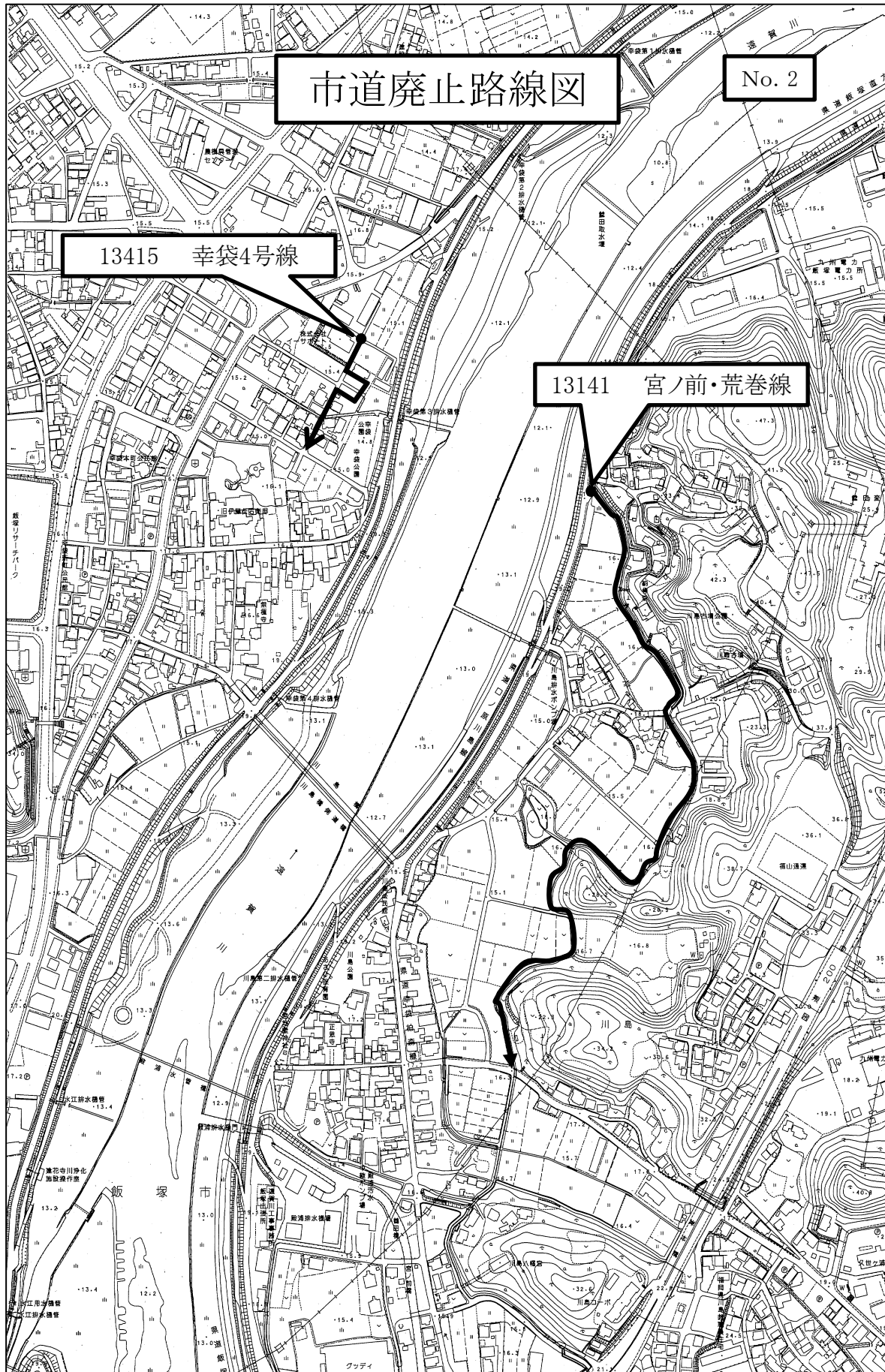
## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議決を求めるものである。

## 市道廃止路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	13229	愛宕団地16号線	鯉田2517-142地先	鯉田2517-142地先	6.2	91.2	No.1
2	13141	宮ノ前・荒巻線	川島455-1地先	川島577-1地先	3.2	879.4	No.2
3	13415	幸袋4号線	幸袋68-1地先	幸袋25-8地先	4.8	184.0	No.2
				合 計		1154.6	





市道廃止路線図

No. 2

13415 幸袋4号線

13141 宮ノ前・荒巻線

## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

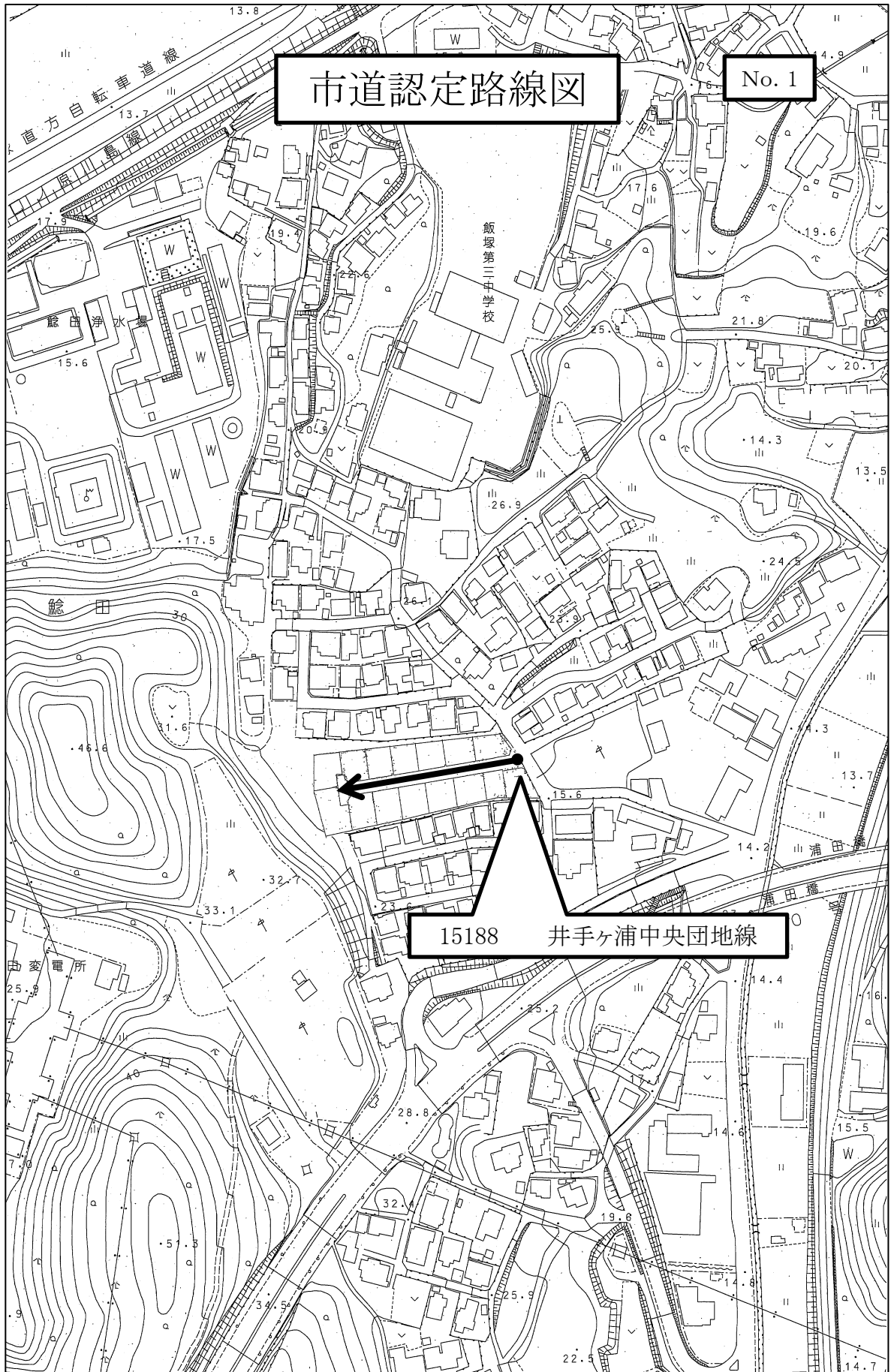
## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15188	井手ヶ浦中央団地線	鯉田2277-4地先	鯉田2277-13地先	6.6	92.0	No. 1
2	15189	サンヒルズ立岩1号線	立岩1277-1地先	立岩1793-17地先	6.4	474.0	No. 2
3	15190	サンヒルズ立岩2号線	立岩1793-17地先	立岩1793-57地先	6.0	37.0	No. 2
4	15191	サンヒルズ立岩3号線	立岩1793-15地先	立岩1793-46地先	6.1	85.5	No. 2
5	15192	サンヒルズ立岩4号線	立岩1793-37地先	立岩1793-39地先	6.3	25.0	No. 2
6	15193	幸袋5号線	幸袋68-2地先	幸袋70-1地先	4.6	75.0	No. 3
7	15194	幸袋6号線	幸袋25-7地先	幸袋29-1地先	4.3	125.0	No. 3
8	15195	荒巻6号線	川島900地先	川島907-3地先	5.1	51.0	No. 3
9	15196	荒巻7号線	川島392-1地先	川島485-1地先	11.5	330.0	No. 3
10	15197	灰交3号線	川島468-5地先	川島408-16地先	6.3	260.0	No. 3
11	15198	宮ノ前・荒巻2号線	川島405-6地先	川島577-1地先	2.6	602.0	No. 3
12	33550	太郎丸・本村2号線	太郎丸399-9地先	太郎丸399-2地先	6.9	48.8	No. 4
13	33551	椿・天神免線	椿169-3地先	椿169-7地先	7.0	46.9	No. 5
14	43439	多田19号線	多田322-20地先	多田322-24地先	6.8	48.5	No. 6
				合 計		2300.7	

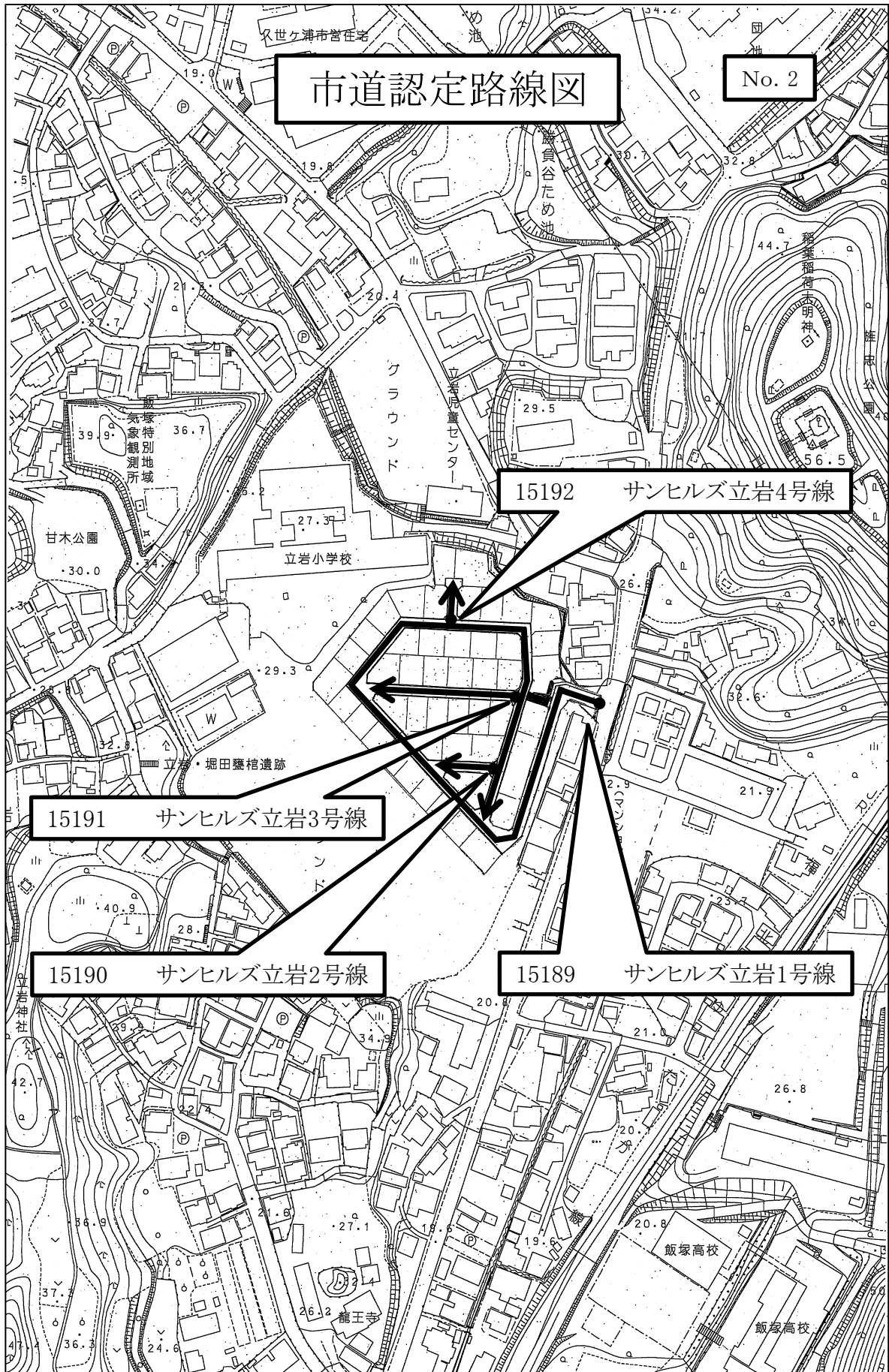




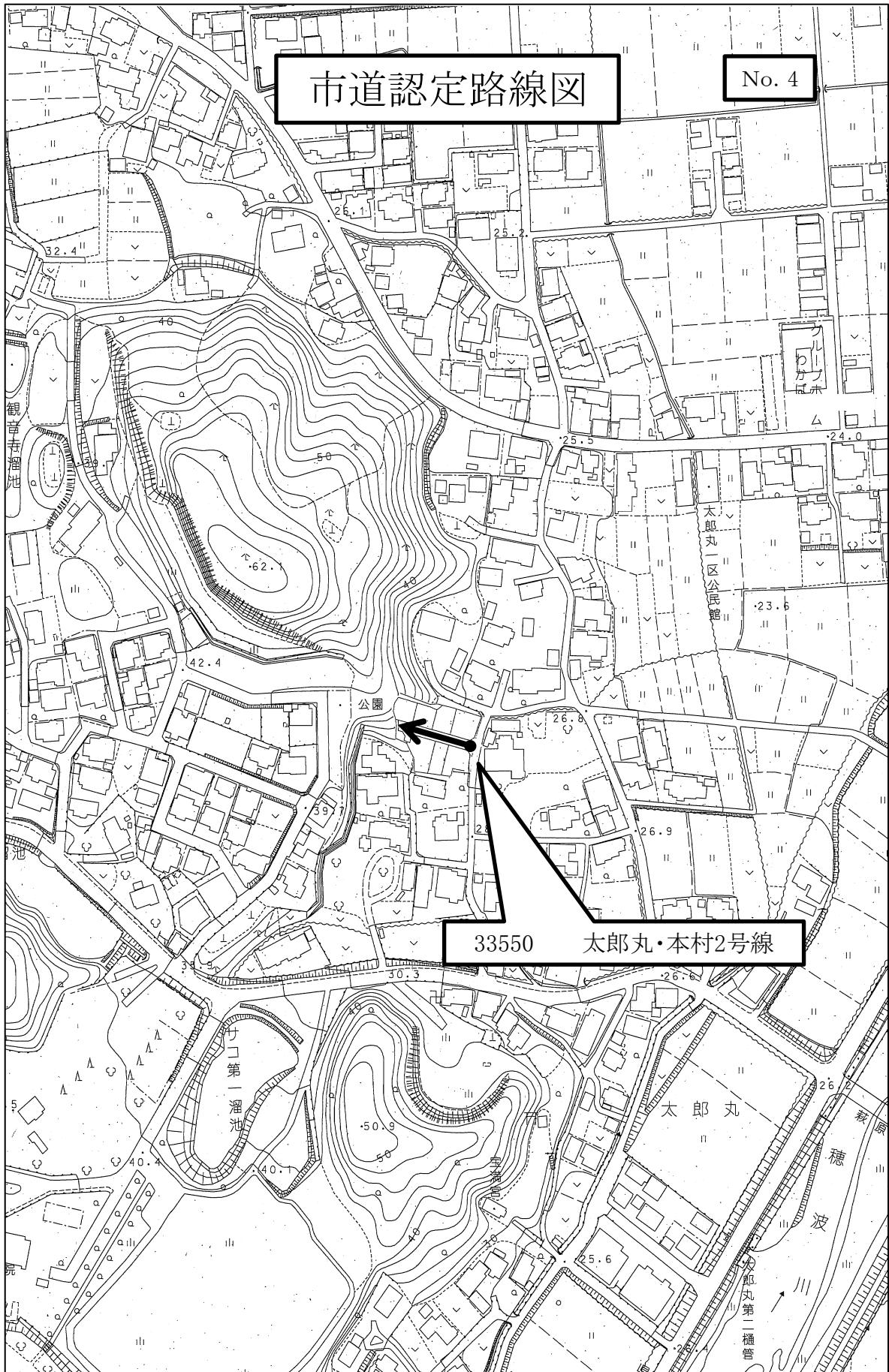
市道認定路線図

No. 1

15188 井手ヶ浦中央団地線



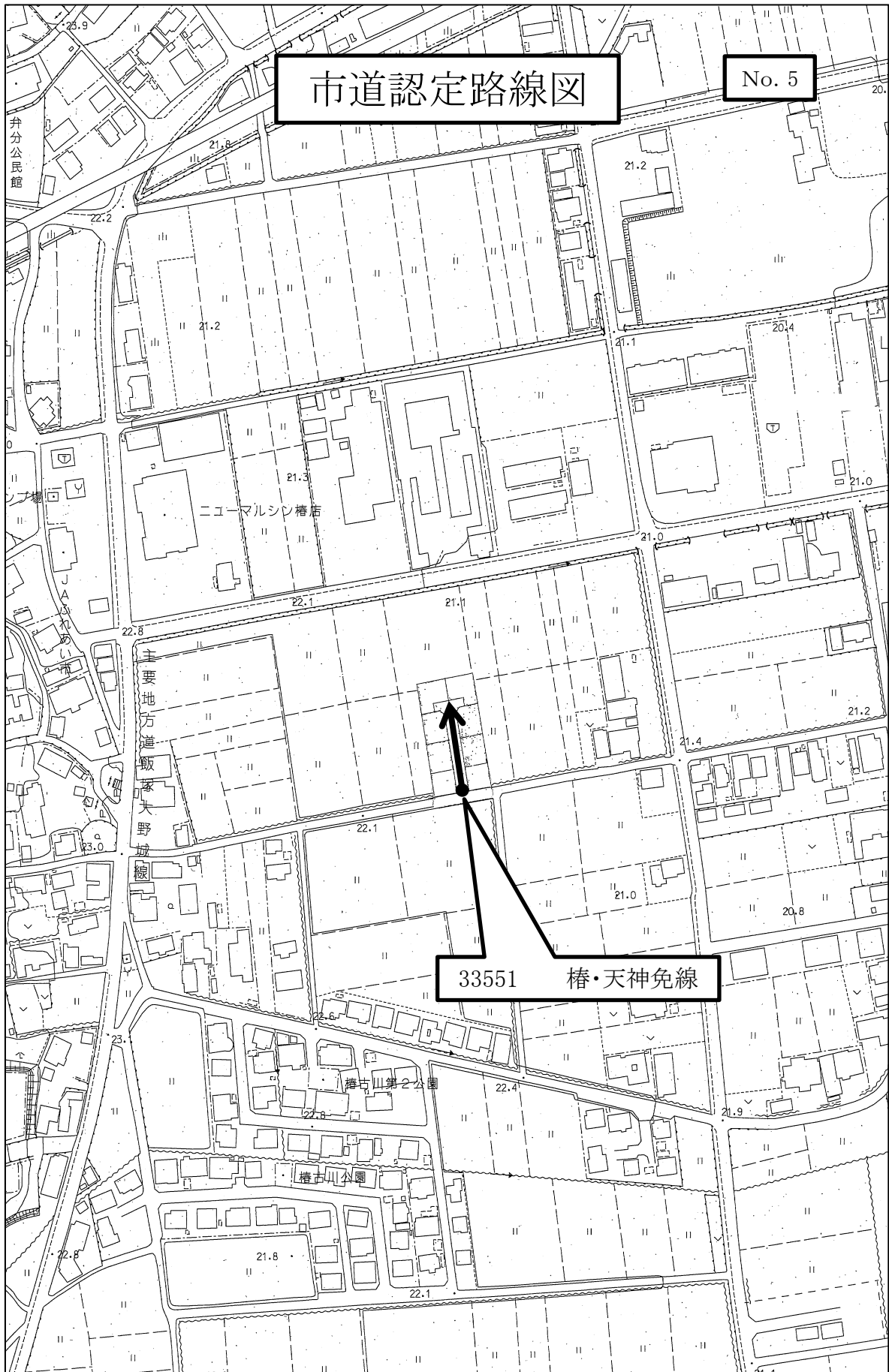


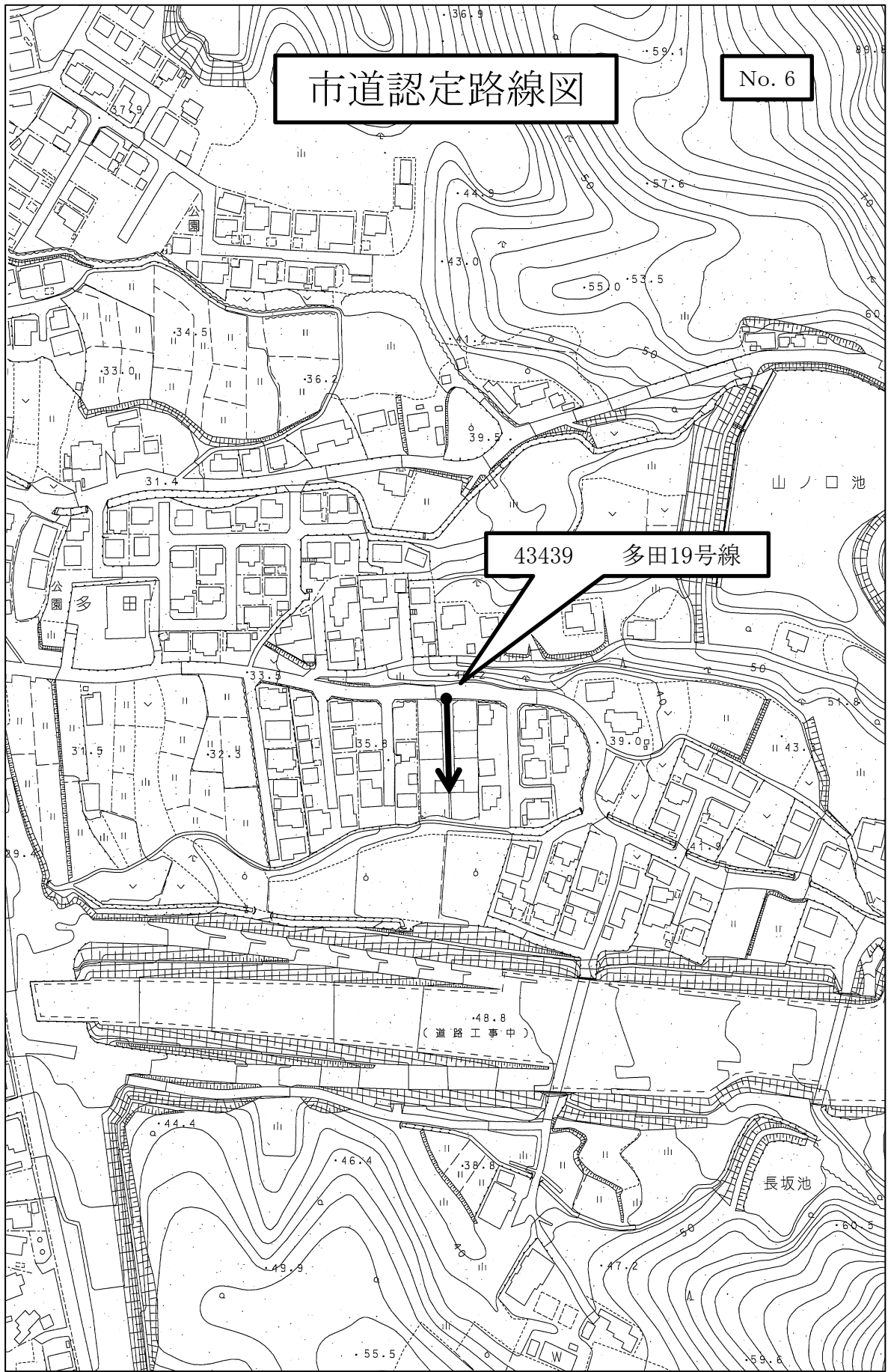


市道認定路線図

No. 4

33550 太郎丸・本村2号線





専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和2年1月7日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 22,770円

1 事故発生の日時、場所

令和元年11月12日(火)午前7時15分頃

飯塚市潤野地内 市道 潤野工業団地線

2 事故の概要

相手方が潤野方面から花瀬方面へ向かう途中、進行方向左側に出来たくぼみに車両左側後輪がはまり、タイヤ及びホイールを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 左側後輪、タイヤ及びホイール損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金22,770円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額45,540円のうち、市の過失割合50%

6 事故現場見取図 別紙のとおり





専決処分 of 報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

令和2年1月16日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てについて専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

家賃等請求和解申立事件

1 事件の概要

清水谷住宅居住の1名(27月930,900円滞納)については、住宅使用料を滞納し催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼出にも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟提起し、本人が出廷しないまま明渡判決が出されたが、送達後に滞納使用料を一部納入し和解の意思を示した。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものである。

2 和解条件

- (1) 滞納使用料を分割し、毎月支払うこと。
- (2) 今後の住宅使用料について毎月納期限までに支払うこと。
- (3) 分割納入を2回怠った場合又は住宅使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、住宅を明け渡し、住宅使用料(滞納分含む。)全額を即座に支払うこと。

専決処分の報告(支払督促申立に対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))

令和2年1月20日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

市営住宅使用料請求事件

1 事件の概要及び処理方針

白旗住宅居住の1名(24月623,300円滞納)については、長期間住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納市営住宅使用料の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

2 被告に対する請求

- (1) 未払市営住宅使用料の支払
- (2) 訴訟費用(当該請求事件に係る諸費用)の支払

専決処分 of 報告 (支払督促申立に対する異議申立て (学校給食費請求事件))

令和2年1月31日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠

学校給食費請求事件

## 1 事件の概要及び処理方針

飯塚市筑穂元吉在住の1名(26月113,042円)については、給食費を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納給食費の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

なお、訴訟手続後において、その目的達成に特に必要がある場合には、裁判所又は被告の要望又は申入れに基づき和解するものとする。

## 2 請求の内容

- (1) 未払給食費の支払
- (2) 訴訟費用(当該請求事件に係る諸費用)の支払

平成30年度児童虐待に関する状況の報告

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)第28条の規定に基づき、平成30年度における児童虐待に関する状況を別紙のとおり報告する。

令和2年2月25日提出

飯塚市長 片 峯 誠